

北海道函館東高等学校

東海青雲同窓会 会則(案)

第I章 総 則

第 1条<名 称>本会は、北海道函館東高等学校 東海青雲同窓会と称する。

第 2条<所在地>事務局は、名古屋市中村区松原町1-24 NPO 法人愛知教育支援センター内に置く。

第 3条<目 的> 本会は、「故郷函館・母校を想い」会員相互の交流と親睦を図る事を目的とする。

第 4条<事 業>本会は、目的を遂行するために次の活動を行う。

1. 会員相互の懇親会、交流会その他集会の開催
2. 青雲同窓会本支部との交流、情報交換の推進
3. 母校、青雲同窓会、函館市との情報の受発信
4. その他目的遂行のための諸活動

第 5条<会 員>本会の会員は、東海地区に勤務、在住する青雲同窓会員等をもって構成する。

第 6条<会 費>会員は、総会にて定めた会費を納入しなければならない。

第II章 幹事及び幹事会

第 7条<幹 事>本会は、次の幹事を置く。

1. 幹事 10名以内とし、必要に応じ若干名増員する事ができる。
2. 顧問 必要に応じ若干名置く事ができる。
3. 幹事の中から下記の役員を選出する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 会計監事 1名

第 8条<選 任>幹事は総会において会員より選任される。

選任された幹事の互選により会長・副会長・事務局長・会計・会計監事の各役員を選出する。

役員は兼務は、必要に応じ可とする。

第 9 条<任 期>役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

第 10 条<職 務>会長は本会を代表し、会の運営を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

事務局長は会長の指示により会務を処理し、会の運営全般を掌握する。

会計は本会の会計事務を処理する。

会計監事は本会の会計を監査し、総会で報告するものとする。

第 11 条<幹事会>幹事会は、年 2 回開催する。幹事会は会長が招集し、議長を会長が務める。

幹事会の目的は、総会での議案の検討及び会の運営全てについて協議をする。

役員会は年 4 回開催し、会の運営全般について検討事項を協議決定し遂行する。

第Ⅲ章 総 会

第 12 条<総 会>本会は、毎年 1 回定時総会を開催する。時期は会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。

総会は予算及び決算、役員選任、会則変更、重要案件等に関する事項を決議する。

<臨 時>本会は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。会長が招集する。

<議 長>総会での議長は、総会出席幹事の中から選出する。

<議 決>総会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。

第Ⅳ章 会 計

第 13 条<経 費>本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をこれに充当する。

第 14 条<会 費>会員は、次の各項の一に該当する会費を総会時に納めるものとする。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 年会費 | 2,000 円 |
| 2. 5 年前払会費 | 8,000 円 |
| 3. 10 年前払会費 | 18,000 円 |
| 4. 15 年前払会費 | 28,000 円 |

第 15 条<報 告>本会の会計は、毎年定時総会にて収支決算報告をし、承認を得る。

第 16 条<年 度>本会の会計年度は、毎年 11 月 1 日～10 月 31 日迄とする。

附 則

本会則は、平成 20 年度設立総会終了後施行する。